

答 申 第 1 1 2 号
(諮 問 第 1 1 4 号)

令和 5 年 (2023 年) 8 月 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 3 月 24 日付け鎌総第 3605 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）委託契約書を鎌倉市長と独立行政法人都市再生機構とで契約締結している。上記に関係、関連することについて、下記に、公開請求する。1、契約締結前に国、県、藤沢市、鎌倉市で打合せ、等行った、資料、記録類の一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）12月25日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）委託契約書を鎌倉市長と独立行政法人都市再生機構とで契約締結している。上記に関係、関連することについて、下記に、公開請求する。1、契約締結前に国、県、藤沢市、鎌倉市で打合せ、等行った、資料、記録類の一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和2年（2020年）12月25日付け鎌倉市指令深地第43号で行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）12月13日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）12月13日付けで提出した審

査請求書、同年 12 月 24 日付で提出した補正書、令和 4 年（2022 年）1 月 28 日付けで提出した反論書、同年 3 月 2 日付けで提出した再反論書及び令和 5 年（2023 年）3 月 31 日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件請求の平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）委託契約は、平成 19 年 5 月 31 日に鎌倉市と独立行政法人都市再生機構との間で締結された。

これより前の平成 19 年 2 月 16 日に（仮）湘南地区全体構想検討委員会設置にかかる四者協議があり、その証拠として「村岡・深沢地区全体構想検討委員会」に係わる資料（以下「証拠文書」という。）を資料として審査庁に提出している。

イ 証拠文書から、鎌倉市が提案した「（仮）湘南地区全体整備構想検討委員会」の打合せ等の記録類及び参加者へ依頼した文書が存在するはずであり、それらが公開されていないことから、本件処分は不当である。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和 4 年（2022 年）1 月 14 日付けで提出された弁明書、同年 2 月 17 日付けで提出された再弁明書及び令和 5 年（2023 年）4 月 7 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、審査庁に提出した証拠文書から「（仮）湘南地区全体整備構想検討委員会の打合せ等の記録類及び参加者へ依頼した文書」が公開されていないと主張するが、この文書は本件請求には該当しない。
- (2) 審査請求人は、鎌倉市が「湘南地区全体整備構想検討委員会」を提案し、委託業務の名称を「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）委託」としたことの詳細な説明を求めているが、これは本件処分の適否にかかる主張ではなく、本件処分とは関係ない。
- (3) 本件請求の趣旨に該当する文書の有無については電磁的記録及び実施機関の保存文書台帳を検索したが、行政文書公開請求の趣

旨、反論書に列記された会議資料や見積書等の文書は存在せず、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求に係る対象文書は、独立行政法人都市再生機構と鎌倉市との間で締結された平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）に関する契約（以下「本件契約」という。）について、当該契約締結前に国、県、藤沢市、鎌倉市で打合せ等を行った資料等一切の文書であり、実施機関は、審査請求人から請求の趣旨を聴き取り、鎌倉市が国、神奈川県及び藤沢市との間で本件契約に関し打合せ等を行った文書を請求対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）とした上で、本件処分において行政文書不存在決定処分を行った。

審査請求人は、反論書において証拠文書を添付し、本件契約締結以前の文書等が公開されていないとして、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分について、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

審査請求人は、平成19年（2007年）2月16日に開催された「（仮）湘南地区全体構想検討委員会設置に係る四者協議」や同年3月28日に開催された「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会第1回準備会」等、本件契約締結前に実施されたとされる会議に関する文書が本件請求対象文書に含まれていないと主張するが、当該委員会等が本件契約の締結について打合せすることを目的として開催されたものかどうかは明確ではなく、当然に本件請求対象文書に該当するものとは言い難い。

また、仮に上記文書が本件請求対象文書に含まれるとしても、当該文書は作成又は取得から10年以上が経過している。

当審査会が実施機関から聴き取ったところによれば、共有ドラ

イブ内に保存された文書の検索や、文書管理システムの検索機能を用いた検索によっても当該文書の存在を確認できなかったとのことであった。

さらに、当審査会が職権による調査によって本件契約に関する保存文書台帳を見分したところ、審査請求人が主張するような文書を確認することができなかった。

そのため、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 5	行政文書不存在決定通知書
3 / 1 2 / 1 3	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
4 / 1 / 1 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 / 2 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 1 7	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
3 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
3 / 2 4	審査会に諮問
5 / 3 / 3 1	審査請求人が審査庁に意見書を提出
4 / 7	第 144 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
5 / 8	第 145 回審査会で審議
6 / 5	第 146 回審査会で審議
7 / 3	第 147 回審査会で審議
8 / 8	答申（第 112 号）